

# 市民委員会資料

## 1 所管事務の調査（報告）

### (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う保育の必要性の認定及び利用調整の基準の制定について

資料1	保育の必要性の認定及び利用調整の基準について
資料2	利用調整基準新旧対照表
資料3	パブリックコメント手続資料
参考資料	保育の必要性の認定及び利用調整の基準について（概要）

市民・こども局こども本部

（平成26年7月11日）

## 1 概要

■子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、以下の認定区分に従い、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。

＜認定区分＞

- ・1号認定：教育標準時間認定（保育の必要性の認定を受けない者）
- ・2号認定：満3歳以上・保育認定
- ・3号認定：満3歳未満・保育認定

■国は、保育の必要性の認定に当たっては、以下の3点について内閣府令等に基づき認定基準を策定することとしている。

- ・「事由」：保護者の労働又は疾病その他の事由（国の子ども・子育て支援法施行規則による）
- ・「区分」：標準時間認定又は短時間認定の区分（国の改正子ども・子育て支援法施行規則による予定）
- ・「優先利用」：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等（国の通知により発出予定）

※子ども・子育て支援法施行規則は、今後、内容が確定した部分から順次、改正がされていく予定である。

■本市においても、以下の3点について内閣府令等に基づき基準を設けるものとする。

- ・「事由」のうち就労の場合の下限時間と、「区分」のうち求職中・育休中の保育必要量区分を「(仮称)子ども・子育て支援法施行規則」等にて定める。それに併せ、現行の「保育に欠ける」事由を定めている「川崎市保育の実施基準条例」は廃止とする。
- ・「優先利用」については、利用調整基準上配慮するものとし、国の子ども・子育て会議での議論を踏まえ、市町村において検討・運用するとされていることから、現状どおり市の要綱にて定める。

＜参考／保育所等の利用の流れ＞

現行制度における保育所入所までの流れ	新制度における保育を必要とする場合の利用手順
10～11月 入所申込み	10～11月 保育の必要性認定の申請・利用希望施設の申込
12月 審査・調査	11～12月 保育の必要性認定・認定証の交付
1月 入所選考会議	12～1月 利用調整
2月 入所承諾(内定)・不承諾(保留)	2月 利用可能な施設のあっせん・要請など
4月 入所・入所待機	4月 利用契約・保育の利用

## 2 保育の必要性の認定基準について

### (1) 事由について

現行の「保育に欠ける」事由	新制度の「保育の必要性」の事由
以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合	以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
①昼間労働することを常態としていること（就労）	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間就労は除く) ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む
②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）	②妊娠、出産
③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）	③保護者の疾病、障害
④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）	④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）	⑤災害復旧
⑥前各号に類する状態にあること（その他）	⑥求職活動(起業準備を含む) ⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む) ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

■就労事由については、その下限時間の設定について、次のとおり市町村において定めることとされている。  
⇒保育の必要性の認定に係る就労とは、1月48時間から64時間までの範囲内で、市町村が定める時間の就労とする(ただし10年間の経過措置があり)。

### ＜本市の対応案＞

本市における待機児童の実態や現状の就労の下限時間(月16日以上かつ1日4時間以上)の設定を踏まえ、10年の経過措置期間を活用し、64時間以上(月16日以上かつ1日4時間以上)の就労を下限として、「(仮称)子ども・子育て支援法施行規則」にて定める。

### (2) 区分(保育必要量)について

■新制度では、両親フルタイム就労等を想定した「保育標準時間認定(11時間相当)」と、両親の両方はいずれかがパートタイム就労等を想定した「保育短時間認定(8時間相当)」の2区分を設定する。その上で、「保育標準時間認定」の保育必要量の下限は月200時間\* (就労時間の下限は1週当たり30時間)とされている。 \*月200時間=1日8時間×週6日×4.3週

■そして、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については上記区分により認定を行い、「妊娠・出産」「疾病・障害」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」については「保育標準時間認定」とし、「求職中」「育休中」については運用上、上記区分に分けないことができるものとされている。

＜本市の対応案＞ 基本的に国の定めた区分の考え方に従うものとするが、「求職中」「育休中」については、その保育の必要性の実態を踏まえ、「(仮称)子ども・子育て支援法施行規則」等において区分を設けず「保育短時間認定」とするものとする。

## 3 保育の利用調整基準について

### (1) 優先利用について

■優先利用の仕組み  
待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点から、調整基準上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本とする。

■優先利用の事項  
優先利用の対象として考えられる事項は、例示すると以下のとおり(詳細は、市町村において検討・運用)

- ひとり親家庭
  - 生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合等)
  - 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
  - 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
  - 子どもが障害を有する場合
  - 育児休業明け
    - ・育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しており、施設等の利用を再度希望する場合
    - ・育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しており、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合
    - ・1歳時点まで育休を取得しており、復帰する場合
  - 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
  - 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童(※連携施設に関する経過措置として)
  - その他市町村が定める事由
- この他、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況(所得等)を考慮することも考えられる。

### ＜本市の対応案＞

優先利用の仕組みについては、調整基準上の優先度を高めることにより行うとされたことから、本市における現行の保育所入所選考基準(要綱)上の取扱いを前提としながら、新たな優先利用の事項等も踏まえ、利用調整基準として市の要綱に定めることとする(詳細は次頁のとおり)。

## 4 保育の利用調整の基準（保育所入所選考基準）の主な変更点等について

### ■別表1「保育の利用調整基準」について

#### (1)「居宅外労働」、「自営」の細目の変更

現行基準の「月何日以上かつ1日実働何時間以上」という考え方から、より多様な就労形態に対応するため、「月の総就労時間数」での判定に変更した。

また、保育の必要量の判定が「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の2区分に分けられたことに伴い、A・Bランクを保育標準時間認定相当、Cランク以下を保育短時間認定相当として、ランクの細分化と適正化を図った。

現行基準		新基準		
A	月20日以上、1日7時間以上 (月140時間以上)	A	月140時間以上 (週換算だと35時間以上)	
B	月20日以上、1日5~7時間未満 月16日以上、1日7時間以上 (月100時間以上140時間未満)	B	月120時間~140時間未満 (週換算だと30時間以上) ※保育標準時間利用の下限時間に相当	
		C	月100時間~120時間未満 (週換算だと25時間以上) ※保育短時間利用の上限時間に相当	保育短時間
C	月20日以上、1日4~5時間未満 月16日以上、1日4~7時間未満 (月64時間以上140時間未満)	D	月80時間~100時間未満 (週換算だと20時間以上)	
		E	月64時間~80時間未満 (週換算だと16時間以上)	

#### (2)「就学」、「求職活動等」の項目追加

現行は、市長による特例扱いであるが、施行規則により、保育の必要性の認定事由として明示されたため、項目を新設した。

#### (3)「市長による特例」への項目追加（生計中心者の失業、その他）

国において優先利用の事項として挙げられている「生計中心者の失業」について、ひとり親家庭の場合と同様に、就労先確定をもって、優先的な取扱いがなされるよう項目を追加した。

「虐待やDVのおそれがあること」が保育の必要性の認定事由とされたことから、「過去に児童相談所等による保護の経緯があるなど」の客観的判断に基づき、保育が必要と認められる事項として、適用がなされるよう、市長特例の細目の記述の明確化を図った。

#### (4)「妊娠・出産」、「介護」、「災害復旧」等のランクの調整

(1)の「居宅外労働」、「自営」のランクの細分化等に伴い、「妊娠・出産」、「介護」、「災害復旧」等のランクの調整を図った。

### ■別表2「同ランク内での調整指数表」について

#### (1)別表1で優先されている、「ひとり親世帯」と「生計中心者の失業世帯」の指数加点の追加

別表1にて優先された、「ひとり親世帯」と「生計中心者の失業世帯」について、別表2においても7点の指数加点を行い、同ランク内で優先的な取扱いがなされるように改めた。

#### (2)「連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児」の指数加点の追加

新制度においては、小規模保育事業等3歳未満を対象とした地域型保育事業が新設され、3歳以降、卒園後の受け皿については、保育の継続を図る観点から「連携施設」を設定することとされている。

しかしながら、当初の5年間は地域の実情を考慮し、「利用調整に当たっての優先度を上げることその他の3歳以降の円滑な継続利用に結び付けるための措置」を講じれば、連携施設を設けなくてもよいとされたところであり、その措置として、7点の指数加点を追加した。

### ■別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」について

#### (1)別表3による調整方法の変更

別表3による調整方法を、より客観化するため、該当する項目数から点数制へと変更した。

#### (2)「対象児童が障害を有している」項目点の追加

国の優先利用の事項として掲げられているとともに、本市においても障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に保育を利用できるよう、調整項目点として追加した。

#### (3)「現に認可外施設等に児童を預けており、入所希望日時点でも同様の状態が見込まれる」等の項目点の追加

本項目点は、認可外保育施設等に預けている期間が単に長いことを評価するものではなく、入所不承諾となって認可外保育施設等を利用している事実や、育児休業を取得せずに認可外保育施設等を利用して就労している事実に対して加点するものである。

したがって、認可外保育施設等に預けている期間がある場合には1点加点、認可外保育施設等に預けている期間が1年以上の場合にさらに1点加点、2年以上の場合にさらに1点加点とした。

※なお、生まれ月の違いによる不均衡を極力抑えられるよう、生まれ月を考慮した対応も図った。

#### (4)「現に保護者が育休を取得しており、入所希望日までの間に児童年齢が1歳6か月以上」の項目点の追加

育児休業促進の観点及び国の優先利用事項となっていることを考慮し、また、児童の年齢が1歳6ヶ月以降は育児休業給付金が給付されなくなることから、本項目点を新設した。

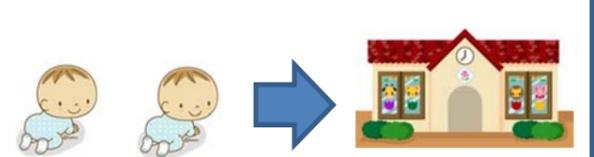
#### (5)「既にきょうだいが入園している場合又はきょうだいと同時に申請の場合で同一施設・事業を利用希望」の項目点の追加

保護者の通園に係る負担を考慮し、国の優先利用事項の定義に沿って、従来から実施している既にきょうだいが入園している場合と同様に、多胎子等同時利用希望の場合も項目点を付けられるよう変更した。

これまでは兄・姉とおなじ園への希望のみ加点



今後は、多胎子等の同時希望も対象



#### ■別表3においても同点となった場合の取扱いについて

別表3においても同点となった場合の最終調整項目として、従来、別表3に組み込まれていた所得の比較を抜き出し、所得状況のより低い世帯の児童を優先とする取扱いとした。

新				旧					
別表1「教育・保育施設及び地域型保育事業に係る利用調整基準」				別表1「保育所入所選考基準」					
番号	保護者の状況		細目	ランク	番号	保護者の状況		細目	ランク
1	居宅外労働 (自宅外自営を除く) ※常勤・非常勤等の呼称や昼間・夜間等の時間帯にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間(時間外労働を除く)により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行うものとする。		月実働140時間以上就労	A	1	居宅外労働 (自宅外自営を除く) ※常勤・非常勤等の呼称にかかわらず、その就労日数及び実働時間により細目を区分する。なお、その区分にあたっては、就労内容や収入実績等も確認し、判断を行うものとする。		月20日以上、1日実働7時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B				(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C				(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D				就労先確定	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E					
			就労先確定	F					
2	自営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む) ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※内職従事者については、協力者の細目を適用する。 ※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。	中心者	月実働140時間以上就労	A	2	自営 (自宅外自営、親族等が経営の自営を含む) ※経営規模・業種・労働時間・労働密度・就労内容・収入実績等からみて、中心者と補助的な業務を行う協力者を区分する。 ※内職従事者については、協力者の細目を適用する。 ※各細目の区分の判断は番号1に準じて行う。	中心者	月20日以上、1日実働7時間以上就労	A
			月実働120時間以上140時間未満就労	B				(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労	B
			月実働100時間以上120時間未満就労	C				(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労	C
			月実働80時間以上100時間未満就労	D				就労先確定	D
			月実働64時間以上80時間未満就労	E					
			就労先確定	F					
	協力者	月実働140時間以上就労	B	月20日以上、1日実働7時間以上就労	B				
		月実働120時間以上140時間未満就労	C	(1) 月20日以上、1日実働5時間以上7時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働7時間以上就労	C				
		月実働100時間以上120時間未満就労	D	(1) 月20日以上、1日実働4時間以上5時間未満就労 (2) 月16日以上20日未満、1日実働4時間以上7時間未満就労	D				
		月実働80時間以上100時間未満就労	E	就労先確定(求職活動より上位とする。)	E				
		月実働64時間以上80時間未満就労	F						
		就労先確定	G						
3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	D	3	妊娠・出産		出産予定日の約2か月前から出産後2か月程度までの間で、分娩・休養のため保育に当たることができない場合 切迫流産等は「疾病」と扱う。	C
4	疾病・負傷・心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。	A	4	疾病・負傷・心身障害		(1) 疾病・負傷により常時臥床又は1か月以上の入院 (2) 重度の心身障害 ・身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級を含む)の交付を受けている場合 ・療育手帳の交付を受けている場合 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 ※いずれも、それと同程度の障害を有する場合を含む。	A
			疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	C				疾病・負傷の治療や療養のため1か月以上の自宅での安静加療を指示されている場合	B
			慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	E				慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1か月以上自宅での療養を指示されている場合	C
5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~E	5	介護	病院等居宅外での介護	介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~C
		居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く)	A~E			居宅内での介護(通院・通所の付添いを含む)	通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用(ただし、介護サービス等が利用できる時間は除く)	A~C
6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A~E	6	災害復旧		災害の状況、復旧に要する日数及び時間等をもとに番号1の細目を準用	A~C

利用調整基準新旧対照表

7	就学	卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、休憩及び通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~F	
8	求職活動等	求職又は起業の準備のため外出することを常態としている場合	H	
9	市長による特例	ひとり親世帯等	自立の促進が必要と認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F
		生計中心者の失業	生計中心者の失業（自発的失業は除く）により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯で就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~F
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待若しくは暴力等を受ける恐れがある場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合	A~H

7	市長による特例	通学	卒業後就労を目的とし、職業訓練校や大学等へ通学する場合、通学時間を除き、保育に当たることができない日数及び時間をもとに、番号1の細目を準用	A~D
		ひとり親世帯等	自立の促進が認められるひとり親世帯等については、就労先が確定した場合は、その就労条件により番号1と2の細目を準用	A~D
		求職活動	求職のため昼間外出することを常態としている場合	E
		その他	その他児童福祉の観点から保育の実施が必要と認められる場合 例) 夜間に労働に従事し、昼間に睡眠又は休養をとることを常態としている場合 児童を養育する能力に著しく欠如している場合	A~E

別表2「同ランク内での調整指数表」

項目	細目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等・生計中心者の失業については、「(5)別表1で優先されている「ひとり親世帯等」・「(6)別表1で優先されている「生計中心者の失業」を適用する。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と生活保護世帯等に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存世帯 両親が不存（死亡、拘禁、生死不明）の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者（事実婚を含む）のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 生活保護世帯等 生活保護世帯又は概ね生活保護基準以下の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合（注1）	7
	(5) 別表1で優先されている「ひとり親世帯等」 別表1「9 市長による特例 ひとり親世帯等」で優先されている世帯の場合（注1）	7
	(6) 別表1で優先されている「生計中心者の失業」 別表1「9 市長による特例 生計中心者の失業」で優先されている世帯の場合（注1）	7
連携施設が設定されていない地域型保育事業の卒園児（注1）	卒園後の受け皿となる連携施設が設定されていない地域型保育事業を卒園した場合の経過措置	7
地域型保育事業卒園児で、連携施設を希望しない場合	地域型保育事業を卒園し、卒園後の受け皿となっている連携施設への入所を希望しない場合	2
就労実績 （注2）	入所希望日時点で1年以上の就労実績がある場合	2
	入所希望日時点で半年以上の就労実績がある場合	1

別表2「同ランク内での選考指数表」

項目	細目	指数
世帯状況 ※就労先が確定した場合に別表1にて優先されているひとり親世帯等については、別表2の同ランク内での選考指数表の加点対象外とする。 ※各細目の重複適用はしないものとする。(例：父子世帯と低所得世帯に該当した場合は指数の高い父子世帯の扱いとする。)	(1) 両親不存世帯 両親が不存（死亡、拘禁、生死不明）の状態、今後も引き続き同様の状態が見込まれる場合	15
	(2) 母子世帯 配偶者（事実婚を含む）のいない女子で、次のアからオに該当する場合 ア 配偶者との離婚又は死別 イ 配偶者の拘禁又は生死不明が6か月以上 ウ 配偶者から6か月以上遺棄されている エ 婚姻によらないで母になった女子 オ 離婚を前提に6か月以上別居している女子	10
	(3) 父子世帯 母子世帯に準じる。	10
	(4) 低所得世帯 概ね生活保護基準程度の収入で生活している場合で、自立支援のため必要と認められる場合	7
就労実績	1年以上の就労実績がある場合	2
注1	半年以上の就労実績がある場合	1

利用調整基準新旧対照表

認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、認可外保育施設等に預けている場合、又は転居やきょうだい同園利用希望による幼稚園・特定教育・保育施設若しくは地域型保育事業実施施設からの転園の場合（就労状況等と連動した利用の場合）	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 (注3)	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
	近隣（半径1km以内）に親族が在住している場合	-1
産休明け又は育休明け (注4)	産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から4月中の復帰者を含む。）	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し退所した児童	特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設を利用していましたが、保護者が育児休業を取得し、自主的に退所した場合において、育児休業終了後、当該施設に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合 例) 過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、児童の心身に危険が及ぶ可能性が高く、社会的養護が必要な場合	15

注1 その他の項目とは重複適用しないものとする。また、10点・15点の項目に該当する場合は、当該項目は適用しないものとする。

注2 児童の保護者にそれぞれ加算

注3 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

注4 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

注5 合計指数の上限は15点とする。

認可外保育施設等の利用状況	保護者の就労等により、他に児童を保育する者なく、おなかも保育室、家庭保育福祉員、認定保育園、かわさき保育室、地域保育園等に預けている場合（就労状況と連動した利用の場合）	2
児童を養育する環境	危険なものを扱う業種に従事しているが、他に児童を保育する者なくやむを得ず職場に連れて行く場合	1
同居の親族等の状況 注2	同居の親族その他の者が65歳未満の場合	-3
	同居の親族その他の者が65歳以上の場合	-1
	近隣（半径1km以内）に親族が在住している場合	-1
産休明け又は育休明け 注3	産休明け、育休明け予定者（4月1日入所については、一次選考の申込期限以降から3月中の復帰者を含む。）	2
今回の申込み以前に育児休業を取得し入所解除となった児童	保護者が育児休業を取得し入所解除となった児童について、育児休業終了後、当該保育所に再度申込みをした場合。ただし、当該児童のきょうだいについては、この限りではない。	10
福祉事務所長が特に必要と認めた場合	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、福祉事務所長が緊急に保育の実施を必要と認めた場合	15

注1 児童の保護者にそれぞれ加算

注2 同居の親族等の健康状態や就労状況等によっては、マイナス指数を適用しないものとする。

注3 「認可外保育施設等の利用状況」の項目とは重複適用しないものとする。

別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

項目	項目点
対象児童が障害（身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている場合、又は医師の診断書・意見書等がある場合）を有している世帯。(注1)	1
保護者の一方が長期不在の世帯（単身赴任、海外勤務、入院等）(注2)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でも同様の状態が見込まれる場合（育児休業期間は除く）(注3)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でその期間が1年以上になる世帯（育児休業期間は除く）(注3)(注4)	1
現に認可外保育施設等に児童を預けており、入所希望日時点でその期間が2年以上になる世帯（育児休業期間は除く）(注3)(注4)	1
現に保護者が当該児童について育児休業を取得しており、入所希望日までの間に当該児童の年齢が1歳6か月以上になる世帯。	1
既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯	1

別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」

項目
申込み時に保育料を滞納していない世帯
保護者の一方が長期不在（単身赴任、海外勤務、入院等）の世帯
児童を認可外保育施設等に預けている期間（育児休業期間中は除く）の長い世帯
就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯
所得の低い世帯
児童相談所等関係機関の意見に基づき、保育の実施が望ましいと認められる世帯
既にきょうだいが在園している場合で、同一の保育所に入所を希望する世帯

同ランク同指数で競合した場合には、別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」により、世帯ごとに相対的に判断して該当する項目が多い世帯のお子さんから入所の内定を行います。

## 利用調整基準新旧対照表

就労実績（日数・時間）と連動した収入実績がある世帯（注5）	1	
申込み締め切り時に保育料を滞納している世帯（注6）	0～-3	
<p>注1 障害児については、内定後であっても、障害の状況や施設の職員体制の状況等を勘案し、健康管理委員会の結果も踏まえ、入所内定とならない場合がある。</p> <p>注2 入所希望日時点で6か月以上の長期不在となる客観的な見込みがあり、入所希望日以降も1か月以上同様の状態が継続する見込みがある場合、又は入所希望日から1か月以上長期不在となる確実な見込みがある場合</p> <p>注3 預けている期間に応じて重複適用する。</p> <p>注4 生まれ月の違いに配慮するため、入所希望月の1年6か月（2年6か月）以上前に生まれた児童を基本として、生まれ月が1か月遅れるごとに、認可外保育施設に預けている期間として1か月を加えることとする。</p> <p>注5 就労実績が就労日数・時間×最低賃金を下回る世帯はこの項目の世帯とはしない。ただし、やむを得ない事由による場合はこの限りではない。</p> <p>注6 保育料の滞納状況により最大-3とする。ただし、失業・罹災等やむを得ない事由による場合や、返済が進んでいる場合にはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>「別表3においても同点となった場合の取扱い」</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>別表3においても入所判定が困難な場合は、所得状況のより低い世帯を入所とする。</p> </div>		

## 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う 保育の必要性の認定及び利用調整の基準の制定について —市民の皆様から意見を募集します—

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」という。）が実施されます。

本市では、保育に欠ける要件の高い児童から「保育所入所選考基準」に基づき、保護者の方の就労日数・就労時間等に基づいて保育に欠ける程度を判断し、ランク・指数の高い世帯の児童から入所の内定をしています。

新制度に対応するために、国から示された新たな優先利用項目の追加等を行うとともに、「保育所入所選考基準」に関する市民の皆様のご意見を踏まえ、必要な見直しをした上で「利用調整基準」として制定する必要があります。この度、保育の必要性及び新たな保育施設等の「利用調整基準(案)」を取りまとめました。

つきましては、市民の皆様幅広く御意見を募集します。

### **1 意見の募集期間**

平成26年7月14日（月）から8月12日（火）まで

※郵送の場合：8月12日（火）当日必着

持参の場合：8月12日（火）17時15分まで

### **2 資料の閲覧場所**

川崎市役所第三庁舎2階（情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

### **3 意見の提出方法**

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。
- ◆意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません、市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。

### **4 意見募集結果の公表時期**

平成26年9月

### **5 送付先・問い合わせ先**

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・こども局こども本部保育事業推進部保育課

電話 044-200-3727 FAX 044-200-3933

## 保育の必要性の認定及び利用調整の基準について（概要）

### 1 保育の必要性の認定基準について

#### ●就労事由における下限時間の設定について

##### 《国基準》

・保育の必要性における就労  
1月48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とする。（ただし、下線部は10年間の経過措置あり）

##### 《本市の対応案》

1月64時間以上（月16日以上かつ1日4時間以上）の就労時間を下限として「（仮称）子ども・子育て支援法施行細則」に定める。（現行と同様）  
 →10年間の経過措置を活用

### 2 区分（保育必要量）について

#### ●「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」について

##### 《国基準》▶▶▶▶2区分

「保育標準時間認定」：11時間相当  
 「保育短時間認定」：8時間相当

「求職中」、「育休中」については、運用上、上記の2区分に分けないことができるものとする。

##### 《本市の対応案》

「求職中」、「育休中」については、「（仮称）子ども・子育て支援法施行細則」等において区分を設けず「保育短時間認定」とするものとする。

### 3 保育の利用調整基準について

#### ●優先利用の事項について

##### 《国基準》

優先利用の事由として考慮する事項は、以下のとおり

- ひとり親家庭
- 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）
- 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 子どもが障害を有する場合
- 育児休業明け
- 兄弟姉妹（多胎児含む）が同一保育所等の利用を希望する場合
- 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
- その他、市町村が定める事項

この他、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。

##### 《本市の対応案》

本市における現行の保育所入所選考基準（要綱）上の取り扱いを前提としながら、新たな事項等も踏まえ、利用調整基準として市の要綱に定めることとする。

#### 左記●事項の全て



- ・多様な就労形態に対応するため月の総労働時間数での判定
- ・同ランク同指数となった場合の調整項目の点数化
- ・滞納世帯に対する減点
- ・認可外保育施設利用者の生まれ月の差における不公平の緩和

※詳細については、資料2の2ページ「4保育の利用調整の基準（保育所入所選考基準）の主な変更点等について」、及び3ページ以降の「利用調整基準新旧対照表」による。